



# 近世中期—幕末維新期の農民層 の政治・社会・経済認識(二)

—羽州村山郡谷地の場合—

大 藤 修

## 目次

はじめに

### 一、村落構造と契約講の概要

#### 1 村落構造の展開

#### 2 契約講の実態と機能

#### 3 世事記録開始の契機と意義

### 二、政治・社会・経済認識の展開

#### 1 元禄—元文期(以上、第九号)

#### 2 寛延—天明期(本号)

## 2 寛延—天明期

「大町念仏講帳」では、この期に記録量が飛躍的に増大し、しかも内容的にもより多様となり、社会的視野も拡大している。また、「前小路中組契約帳」は明和元年より、荒町村の「念仏契約講年代鑑」は宝暦一二年より記帳が始

められている。その要因は、先述したように次の諸点に求められる。第一は、羽州村山地方ではこの期に小経営農民の成長がみられ、彼等の政治・社会・経済の動向に対する関心が高まったことである。第二は、紅花を中心とする商品生産・流通が発展し、「家業」を維持・発展させるためには、市場の動向をより広く、かつ深く正確に認識し、有効に対応しなければならなくなったことである。しかも商品流通の発展は、民衆的情報ルートの拡充でもあった。第三は、幕藩制社会全体の歴史の中でも、この時期は変動が激しく、谷地郷の民衆の生産・生活もこの巨大な歴史の激動の坩堝の中で揺振られざるを得なかったことから、彼等の社会的関心が鋭く喚起されたことである。

では、以下この時期の谷地郷の民衆が政治・社会・経済の動向をどのように認識し、自らの生産・生活を守るためにどのような行動をとったかを民衆内部の矛盾・対立関係を念頭に置きながら検討してみよう。

### (1)

農業が商品経済の波に深くまきこまれるようになると、農民はそれぞれの土地柄に合ったより収益性の高い作物を作付けすることにより、経営〔家業〕の発展をはかろうとする志向性を強めてくる。その結果、一八世紀中期以降各地で特産物生産が隆盛するのであるが、村山地方では紅花生産が著しい発展をみせている。すなわち、最上紅花の産出高は享保期には三〇〇〜四〇〇駄であったのが、一八世紀中期には一〇〇〇駄を超すようになっていた。そのうち谷地花は、享保一〇年には四〇駄であったのが、宝暦五年には三五〇駄と九倍近い伸びを示している。<sup>(1)</sup>

紅花生産は生花生産と干花加工生産の二部門に分かれているが、天明・寛政期までは干花加工は城下町あるいは町の商人のもとで行なわれており、農村での紅花生産は部分的には干花加工の導入もみられるもの大勢としては生花生産の段階に止っていた。<sup>(2)</sup>「大町念仏講帳」に記されている紅花値段は、元文期まではほとんどが干花京着値段

であり、紅花商人としての関心に基ついていたことがわかる。しかるに、それ以後になると、千花京着値段と共に生花値段も記された年が多くなってくる。荒町村の「念仏契約講年代鑑」においても同様である。このことは、生花生産が広汎な農民経営において展開するようになり、その値段が農民経営の再生産を左右する度合が大きくなったため、それに生産者農民が強い関心を示すようになったことに基ついている。また、「紅花出高最上五百六拾駄程之由風聞申候。仙台西国夏中風聞より駄数多く京着致し、最上紅花壹駄に付五拾壹式兩より売買有之由候。」(大町念仏講帳、宝曆一〇年)、「西国花不出来之様申来候」(同前、宝曆十一年)、「紅花之儀谷地最上一円に上出来申候。仙台西国大きに不作申事に候。最上紅花出来高七百駄位出来申候。夫ゆへ上方直段宜敷」(同前、明和二年)、「紅花之義ハ、仙台ハ殊の外五月六月洪水草生大違ひ……ハ中略……仙台花種悪く、今年出来悪ク候」(念仏契約講年代鑑、安永六年)というように、仙台や西国での紅花の作柄やその京着駄数にも関心を払っているのは、上方市場をめぐって紅花生産地間の競合関係が進展してきたことが背景をなしていると思われる。

谷地の定期市での諸品相場は従来から恒常的に記されているが、宝曆一二年より酒田での米・大豆の一番値段(庄内藩の年貢米・大豆の落札値段で酒田および後背地の米・大豆市場に大きな影響を与えていた)<sup>③</sup>も毎年記されるようになっており、年によっては小豆・たばこ・銭相場なども記されている。このことは、酒田市場と最上市場との関係がますます緊密度を増してきたことの反映と解することができる。明和九年の酒田の大火についても、「前代未聞無覚大火と申事、最上諸商人上方船頭其外諸人夥敷損亡ニ御座候。」と、それが最上商人に及ぼした影響に関心を払って記している。酒田に限らず、遠隔地間商業が発展してくると、他地方での災害が市場関係を通じて谷地の経済にも影響を及ぼすようになる。△表4▽は、谷地の民衆の社会的視野の広がりや凶災記事を例にとって示したものである。これを見ると、全国的規模で凶災情報が東北地方の一在町である谷地に流入していたことがわかる。その記載内

第4表 「大町念仏講帳」の凶災記事(天明期まで)

年次	内 容	行数	年次	内 容	行数
元禄9年	○津軽秋田大飢饉	2	明和2	○浅草御蔵水害	1
同 11	○江戸大水	1	同 4	○尾張三河洪水	2
同 13	洪水大風	1	同 4	○彦根城櫓焼失	1
宝永5	谷地火事	3	明和8	旱 害	4
享保2	○大風, 上方筋も同	1	同 9	○仙台大火	35
同 4	旱天・洪水	3	同 9	酒田大火	4
同 8	大洪水	1	同 9	○野代大火	2
同 10	洪 水	1	安永元	○江戸近辺大嵐	2
同 14	大風雨	3	同 3	洪 水	4
同 14	谷地・寒河江旱害	2	同 4	天候不順にて凶作	4
同 15	○大風雨・日本同風雨	1	同 5	洪 水	6
同 15	風曳流行	3	同 5	○仙台大火	1
同 16	はしか流行	2	同 5	麻疹大はやり	1
同 17	○西国蝗害	6	安永6	谷地堰口大破	42
同 18	○西国・関東・庄内・最上はやり風	3	同 7	天候不順にて不作	8
同 18	○大 風	3	同 8	大雨・洪水	1
同 18	○紀州餓死者大量発生	1	天明元	大水害	3
同 20	大地震	1	同 元	大石田渡船遭難	4
寛保2	○江戸大洪水	23	同 3	○浅間山噴火	7
同 2	○浅間山噴火	8	同 3	冷 害	3
延享3	白岩火事	1	同 4	流行病	2
寛延3	○京都大落雷	3	同 4	○南部・津軽大飢饉	4
同 3	酒田大火	3	同 4	新庄大火	1
同 4	鶴岡大火	2	同 5	天候不順にて凶作	5
宝暦3	山形大火	2	同 5	楯岡火事	1
同 3	新庄大火	3	同 6	地 震	4
同 5	冷 害	3	同 6	○江戸大火	2
同 6	最上川洪水	5	同 6	○江戸大洪水	10
同 7	最上川大洪水	10	同 7	大町火事	4
同 7	はやり病流行	3	同 7	工藤小路火事	2
同 8	旱 害	5	同 8	○京都大火	2
同 10	○江戸大火	2			

<註> ・小規模な不作は除いた。  
 ・○印は他国に関するもの(羽前国内とまたがって記されているものも含む)。  
 ・行数は河北町誌編纂資料編第34輯刊行本による(1行40字位)。表6も同。

容は、多くが、当地にどのような影響を及ぼすかという関心に立ってその情報を受けとめ、書き記しているのが特徴的である。

また、明和六年に仙台で鑄造された錢貨に関する記事も多い。それは、「仙台錢出候而より、最上郡之金子ハ自然ト仙台へ引被取候様ニ相成リ、当時錢通用斗ニ相成リ、御年貢石代金ニも錢ニ而付送り候様ニ罷成候得者、道中往還賃錢夥敷相掛り候事、百姓歴然難儀之筋、其外諸事迷惑之儀有之」、「仙台新錢去ル拾ヶ年以前明和六丑年より出申候而、最初老貫文位致候所、当夏中ハ老貫七百文位ニ而相手無之様に相成、諸人金通用諸色売買物ニ至迄不勝手之筋ニ付」〔大町念仏講帳〕、安永七年〕というように、仙台新錢の流入によって最上市場における貨幣通用が混乱したからである。そのため、「最上郡五ヶ分より惣代名主寄合、御私領へも通達之上、御役所へ江御窺有之、其上仙台より最上領へ越口七ヶ所へ錢留之関所相立番人置、紛敷荷物ハ相改、錢荷ニ候得ハ追落ニ致申候。尤旅人小遣錢老入ニ付錢老貫五百文ニ限り候処、後々ニハ老入に付三百文宛ニ相改申候」〔同前、安永七年〕といった対策を講じている。すなわち、仙台錢の流入による郡中市場の混乱を防止するために、村山郡内の幕領五ヶ分の惣代名主と私領の大庄屋達が所領の分散・錯綜性を超えて結集し、村山郡全域を対象とした「郡中議定」を制定して対応したのである。これ以後村山郡では、郡内での諸問題の発生に対応して郡中の惣代名主をはじめとする村落支配者層がこうした「郡中議定」を度々制定している。

(2)

宝暦二年より京都の紅花問屋に対する闘争が再び行なわれている。元文期の闘争は商人が主体であり、その要求も中央都市商人との流通利潤をめぐる対抗という観点から出されており、生産者農民の利害は表面には出ていなか

った。しかるに、この度の訴訟は商人側よりもむしろ生産者農民が主体となつて起こしたことが特色で、郡内重立つ百姓相談の上、惣代(谷地の百姓)を立てて展開している。<sup>(4)</sup> その訴状にも、「近年京都問屋一四軒に相定め候以後、紅花取捌き悪しく、商人共損金仕り、紅花商い相止め候商人も数多御座候に付き、自然と摘出しの花も値段段以ての外下値仕り、郡中一統の難儀に罷り成り、至極迷惑仕り候。」「紅染屋方に売渡し候紅花値段は高値にて、商人方江相渡し候売任切値段は甚だ下値にて、多分相違これ有る由承知仕り、然れば問屋口銭の外過分の売生<sup>(5)</sup>これを取候故、取締りこれ無き故、宜敷き値段も出兼ね、売手売先の間柄相掠め候間、はかばかしく売買もこれ無き故、年中の金子に相成り申さず、商人は申すに及ばず、郡中の百姓一統の詰まりに罷能り、迷惑仕り候。」<sup>(5)</sup> (傍点、大藤) というように、京都の紅花問屋の不法行為により、生産地では商人のみならず「郡中の百姓一統」が難儀していることを具体的に述べている。

このように、この度の闘争は「郡中の百姓一統」という村山郡内の生産者農民達の広汎な連帯意識に基づき、その利害を前面におし出して展開されているのである。それは先述したように、この期には広汎な農民経営において紅花生産が展開してきていたこと、および村落共同体秩序の面でも小前層の横断的連帯が形成されていたことに基づいている。また、先にみた仙台新銭の流入への対策は惣代名主が主体となつてなされているが、やはり「郡中」としてのまとまりをみせているのが特徴である。一八世紀中期以降村山郡では、「郡中一統」という論理で所領の分散・錯綜性を超えて結集し、内部に利害の対立關係を含みながらも外に對しては、郡内の経済的利益を守ろうとする動きが顕著になるのであるが、それは、商品作物(紅花・青苧・菜種)栽培の普及による郡内での主穀生産地帯との分業化の進行、それを前提とした郡中市場の發展を基礎にしていたと解される。

さて、紅花生産者達は、「御公儀様より仰付けられ候御年貢納、御触出しの御日限遅滞無く御上納仕り候所、近

年京都問屋拾四軒の仲間、売口不分明の品多く、紅花荷物年内金子に相成申さず候様に罷成り、商人共損金仕り……  
△中略▽……其上永々逗留仕り、諸雜用多分に相掛り候儀、商人手廻し無き故、百姓共仕付けの作物等下値に売払い候故、御年貢上納金不足に相成り、毎年迷惑仕り候。」<sup>(6)</sup>というように、京都問屋の不法行為↓最上商人の難儀↓百姓の難儀↓「御年貢上納金不足」となり、結局「御公儀様」に迷惑が及ぶという、まさに封建的な搾取関係を楯に取った論理で以って自らの訴訟行為を正当化し、要求を突きつけている。しかもその要求は、単に「公儀」の力で以って京都問屋の不正を取締まってもらうことを歎願するといったものではなく、「拙者共紅花売買場所相立て、其の場にて紅屋・荷主・問屋立会い候はば、売買明白に御座候。」<sup>(7)</sup>といった。不正を除去するための具体的な改革案を自ら提示しているのである。

だが、この要求は拒否されている。この期には、幕府は中央都市の間屋仲間を通じて流通統制を行なう政策をとっていた関係上、生産地の商人・農民の要求を容易に受け入れることはできなかった。権力側の強硬な態度に直面した生産者側は、権力側と問屋側とを結びつけているものが冥加金であることを認識するに至り、宝暦七年の請願の際には、「紅花売買場所仰付けさせられ候はば、御冥加式千俵づつ年々差上」<sup>(8)</sup>げるといふ条件を提示して問屋側の冥加金に対抗している。この要求も拒否されているが、その後も「郡中百姓一統」の連帯を背景にして粘り強い訴訟闘争がくり返され、明和二年には、「当年紅花問や拾四軒御取上げに罷成、古来之通三拾年余已前之通紅花出生之国々江直下り相成候様に、紅屋最上荷主相方へ小野日向守様より被為仰付候」(「大町念仏講帳」)と、ついに勝利を得るに至っている。そして、この勝訴の文言に続けて「大勢郡中之百姓悦申事に候」と記していることが、闘争が生産者農民達の利害を根底に置き、彼等が主体となって推進したものであったことを端的に示している。

この一三年間の長きにわたる闘争の過程で、生産者農民達は権力認識を成長させ、また自らの「主体性」を伸長

させていったものと思われる。自らの力で勝利を獲得した彼等の自信は、「大町念仏講帳」の明和三年の「当年京都より紅屋並に問屋耆兩人山かた直売に下り申候。依之百姓方甚氣つよく有之、直段高直仕候」(傍点、大藤)という文言が如実に表現している。その結果、「生花百匁に付四拾五文五拾文迄、日照り花八拾五文より九拾文迄。山かた之儀は百拾文まで仕候。依之百姓共近年無之、但耆升まき売貫三百文迄取申候。近年無覚取申候。」と、百姓達は近年にない利潤を得ている。宝暦一三年の生花値段は百匁に付二三一八文であったと記してあるから、明和三年の生花値段がいかに高かったかがわかる。生花値段の騰貴は当然干花値段を騰貴させることになる。前年の干花値段は耆駄に付二五〇三五匁、前々年は二二〇四一匁だったのがこの年には六五〇七〇匁に暴騰している。先述したように、この段階では干花加工は地元町の町方商人が農民より生花を買入れて行なっており、それを上方商人に販売していた。しかるに、生産者農民の強気な生花紅値段のつり上げに圧迫されて、地元商人は干花値段を上げざるを得なかったのであるが、高すぎて買手がなかったらしく、五〇一四五匁に引下げたものの「京着直段相立不申候」という有様であった。つまり、この度の闘争の成果は専ら生産者農民の手に入ったことが「大町念仏講帳」には記してあるのである。荒町村の「念仏契約講年代鑑」にも、明和三年に同内容の記事が載せられている。

だが、この度の闘争によって生産者農民達は商人資本に対して最終的に勝利したわけではない。明和八年には、京都商人に対抗する江戸の大黒屋九左衛門が地元商人の一部と結託して京都に紅花世話所を設置する運動を起こしている。これに対して生産地では賛否両論が対立したが、大部分の村は反対側に立っている。結局、明和九年に幕府権力にバック・アップされて設置が決定され、以後農民達はその運営に対する監視を強め、自らの要求を反映させていく運動を進めていくことになる。そして、文化期には農民側の要求する世話人を設置させるに至っている。一八世紀中期以降の生花生産の普及、農村仲買商の発生、農村への漸次的な干花加工の導入等による農村市場の形成化を基礎

に、紅花生産者達は流通過程に対しても自らの「主体性」、発言力を強化し、もはや旧来のような独占的な流通機構を再編することを許さなかったのである。

(3)

宝曆―天明期には、冷害・旱害・風水害等による凶作・飢饉が頻発しており、表ハ4Vに示したように、この期には凶饉記事が多く載せられている。転換期の幕藩制社会が内包していた諸矛盾は、凶饉を契機として一挙に噴出することとなった。<sup>(10)</sup>殊に、「公儀」が凶饉時に農民経営成立のための対策を十分講じなかったことは、「公儀」の「御仁恵」幻想から農民を覚醒させる大きな契機となった。幕府は財政窮乏から享保改革以後年貢増徴を精力的に進め、凶饉の続いた宝曆―天明期においても年貢収奪の減退を最少限度にくい止めるべく、農民の減免要求は容易に受け入れない姿勢を貫ぬいている。特に、田沼政権の下では中央都市商人資本との結び付きが強められ、領主経済が深くその中に組み込まれていったことから、商人よりの金融の引当として年貢米の江戸・大坂への廻漕の強化がはかられている。この廻米強化策は村山地方にも大きな影響を及ぼした。<sup>(11)</sup>この期には、紅花を中心とする畑作商品作物栽培の普及によって米を自給し得ない農民経営が増加し、また諸稼層の増加も相俟って米買喰層が広汎に形成されていた。そのため、凶作時には米不足・米価騰貴を招いたのであるが、廻米強化策はこうした郡内の社会・経済問題をますます深刻化させ、買喰層による一揆・打ちこわしの激発という社会不穏の状況をもたらすことになったのである。

では次に、凶饉時における谷地の民衆諸階層の動向を彼等の領主観とかわらせて考察してみよう。

宝曆五年は、出羽奥州は大凶作であった。「念仏契約講年代鑑」には、谷地の作柄は平年の三分四分であったにもかかわらず、「御公儀様ヨリ一切御用捨無之御取立ニ付、甚困窮」し、蕨根や松の皮などまで食用にしなければなら

ない程で、餓死人も多く出た惨状が記されている。「大町念仏講帳」にも、「七月に至り寒さ参り候而、作方俄にしこび前代未聞大悪作に而、百年にも無之大違ひに御座候。米俄に高直に罷成……ハ中略V……世上及困窮」、そのため長瀬役所へ皆金納を願出たが返事がなく、「郡中相談之上」、江戸表まで願人を登せたことが記してある。翌宝暦六年は最上川洪水で被害が出たにもかかわらず、前年の拝借米を江戸で買米して返済することを仰せ付けられ、資金がないため郡内の米を売った結果、年貢廻米が不足し「悉く難儀仕候」と、ますます窮迫状態に陥っている。しかも、その根本原因が領主の施策にあったにもかかわらず、廻米不足を招いた責任は村役人にあるとして手錠となったため、「扱々迷惑」と記している。そして、翌年には、「御廻米不足に付、長瀬御代官様より百姓中替ニ長百姓蔵方役人共右五人之者共、東根村に入牢被仰付」れている。またこの年には、最上川大洪水により「所々を損じ」たが、領主は普請を施さず、「百姓共御普請被仰付」れたため「難儀至極奉存候」と記している。これは、享保期以来の農民自普請強化策に基づいている。明和八年は「何ヶ年ニも覚えなき凶作」であったため村々は「破免願申上」げたが「御検見無之」、「百姓共悉ク困窮致候得共、御慈悲之御手当<sup>(12)</sup>」もなかった。翌安永元年には、高掬村・漆山村では、年貢不納と石代値段をめぐる「役人小前百姓共不残、牢舎被仰付」れている<sup>(13)</sup>。

右のように、飢饉時における農民の「御救」要求が権力側にことごとく拒否され、逆に年貢収奪の強行、農民自普請の強化によってますます窮迫状態に陥ったことは、彼等をして幕藩制的「仁政」イデオロギーの虚偽性を身をもって感得させることとなったであろう。「西村山郡史」をみると、宝暦一天明期の飢饉時には幕府も飯料の貸与等の救済措置を講じていることが記してあるが、「大町念仏講帳」にはそれについては全く記されていない。このことは、その施策がとうてい農民をして「公儀」の「御救い」・「御慈悲」と感じさせる程のものではなかったことを示している。『西村山郡史』には、宝暦七年九月に代官手代が損毛を検見に来た時、立札をして時事を誹謗するものがいたの

で捕えて投獄したことが記されている。それは、当時の民衆の政治批判の一表出形態であったのである。「大町念仏講帳」の天明三年の浅間山噴火記事には、次のような狂歌が付記されている。

毛灰ふる神代もきかず高き米

粥喰ひなひに水きれるとは

阿さましや富士より高き米直段

日のふる江戸に砂のふるとは

言うまでもなく、右の歌には災害による米価高騰によって民衆が苦しんでいるのに、あまりにも無策な為政者に対する痛烈な批判がこめられている。特に二番目の歌は、將軍の御膝下で本来なら日の照り輝くべき花の御江戸に砂が降るくらいだから、「公儀」の威光も地に落ちたものだと皮肉ったものと解される。

安永六年には、谷地の村方田方用水堰口が大破し、「用水堰水下拾九ヶ村大小之百姓殊之外歎敷存、一村毎ニ彼是ト致評議、其上村と名主衆中度と寄合及相談」(「大町念仏講帳」)、大町村下組名主利兵衛が代官所へ「御慈悲ヲ以普請可仕趣法之儀も御差図被仰付被下置候ハ、大小之百姓歡喜仕候儀ニ御座候旨」を願出ている。願書であるので「仁政」を要求する建前の文言となっているが、注意すべきは、その要求が「甚以百姓之難儀、乍恐御上表へも御不益之御願等申上候様成儀出来候へハ千万氣之毒ニ奉存候」という認識と論理に基づいて出されていることである。つまり、「百姓」の難儀は「御上」の不益を結果するという領主と農民の利害関係のリアルな認識に立って、それを「仁政」を引き出すための論理に主体的に転用しているのである。こうした論理は、先にみた京都紅花問屋仲間撤廃の訴

願においても提示されている。そこでは、支配イデオロギーとしての幕藩制的「仁政」イデオロギーは、領主・農民関係の客観的な認識に立って、農民自らの要求を受け入れさせるための論理に主体的に転化させられているのである。それは、農民が階級的自己認識に目覚め、幕藩制的「仁政」イデオロギーの虚偽性を見ぬきつつあったことを前提としていよう。この訴願の結果、「御上之御不益下之難儀御賢察被下、御聞濟有之」、錢七〇貫文を支弁して水下一九ヶ村に普請を請負わせている。

さて、相次ぐ凶饉で最も窮迫したのは、いうまでもなく小作貧農・諸稼層である。そして、それは彼等と地主・高利貸・商人資本との矛盾・対立を激化させた。もはや、「公儀」の「御救」に多くを期待し得なくなった彼等は、自らの生活を守るためには、連帯して実力行使に出ざるを得ない状況に追い込まれた。八表5Vをみると、宝暦―天明期には村山地方でも、一揆・打ちこわし・村方騒動が多く起きているが、大半は凶饉時における米価高騰を契機とした町方・村方の米穀商・酒屋に対する買喰層による打ちこわしである。

「大町念仏講帳」では、天明三年の細野村騒動についてかなり詳しく記している。それによると、「細野村七兵衛と申者へ」村方の者共が夫食貸を頼んだが断わられたために打ちこわしに及んでいる。その結果は、党頭と目された十左衛門は「御手代へ悪口致其より欠落致」、「残り四拾人於尾花沢ニ御吟味之上、右之内六人入牢ニ相成、残り御免ニ相成申」、入牢の六人の内三人は江戸へ引上せられて遠島を申し付けられ、残り三人は十里四方たき放しになり、「最初加り候もの共三拾五人」には過料五貫文を仰せ付けられ、欠落した十左衛門跡は闕所処分となっている。凶饉にもかかわらず、「公儀」は十分な救済策を施さず、それ故、自らの生活を守るために立ち上がらざるを得なかった一般農民達に対して「公儀」は敲罰を以って臨んだのである。彼等はいくつした体験を通じて権力の本質を身をもって感得し、「公儀」の「御仁恵」幻想から覚醒していくことになったであろう。党頭であった十左衛門が代官手代に対して

第5表 村山地方の一揆・打ちこわし(享保—天明期)

年号・月	発 生 地 域	原 因・要 求	形 態
○享保 5. 1	西村山, 谷地要害	不作, 検見願	強 訴
○同 5. 1	西村山, 谷地	不作, 金納延期要求	強 訴
○同 8. 3	北村山, 長瀬村	流質地禁止に付村役人の非法	暴 動
元文 5. 9	東村山	定石代三斗高の法廃止要求	愁 訴
○延享 3. 6	山形町方	米高直	暴 動
同 4. 5	南村山, 上山・関根など	不作, 米高直, 領政びん乱減租	強訴, 暴動
寛延元	西村山, 大沼村	開懇庄迫に付反抗	強 訴
同 元	西村山, 西山・水沢など三九ヶ村	不作, 重課, 定免反対, 米食要求	越 訴
同 2.12	西村山, 西山・水沢	再発, 重課反対	越 訴
○宝暦 5.10	天童周近, 漆山代官所内	飢饉, 天童穀屋を襲う	打ちこわし
○同 5.10	山形城下町	不作, 米価高直, 米屋四戸襲う	打ちこわし
同 6. 6	東村山, 大町村	小作地返還	村方騒動
同 12. 4	東村山, 小塩村	河原新田の小作米不納	村方騒動
明和3	北村山, 山口村	庄屋退役出入	村方騒動
同 7. 3	西村山, 寒河江	夫食錢要求	騒 動
同 9. 2	北村山, 蟹沢村	名主, 百姓出入	村方騒動
同 9. 7	村山, 紅花生産地	紅花世話所設置反対	愁 訴
安永 9. 6	村山, 最上川上郷村々	大石田問屋株設置反対	愁 訴
○天明元・閏5	西村山, 寒河江付近	米高直, 米屋の非法	暴動, 打ちこわし
○同 3	北村山, 細野村	夫食米強要	打ちこわし
同 3.10	西村山, 五百川・月布川筋	夫食要求	強 訴
同 3.	西村山, ハツ沼村	夫食要求	強 訴
同 3.	南村山, 一石・樽下村	手代の非曲	不 穏
○同 4. 5	山形, 三日町・七日町	不作, 夫食要求, 対米屋	打ちこわし
同 4.12	南村山, 岩波村	不作, 対米商人	打ちこわし
同 5.10	村山, 山形町	不作, 米騰	打ちこわし
同 6. 3	西村山, 寒河江	不作, 夫食要求	不 穏
○同 7. 1	西村山, 白岩, 山内	米高直, 酒屋乱入	暴動, 打ちこわし

<註> ・横山昭男氏編「山形県内百姓一揆年表」(『山形市史編纂資料』第6号)により作成。

・○印は「大町念仏講帳」にも記載されているもの。

第6表 「大町念仏講帳」の一揆・打ちこわし記事（天明期まで）

年次	内 容	行 数
享保5	谷地, 検見追願	7
同 5	谷地, 石代金納訴願	12
同 8	北村山, 長瀬質地騒動断罪	4
延享3	米価騰貴に付, 山形騒動	2
宝暦5	米価騰貴に付, 山形・天童穀商を打ちこわし	4
明和2	○去年関東伝馬騒動	3
〃 4	○佐渡国騒動	5
天明元	西村山寒河江, 米穀商を打ちこわし	4
同 3	北村山, 細野村, 地主商人を打ちこわし	8
同 4	山形, 米穀商を打ちこわし	2
同 7	西村山, 白岩山内, 酒屋を打ちこわし	36
同 7	○江戸打ちこわし	

<註> ○印は羽前国以外のもの。表7も同。

第7表 荒町村「念仏契約講年代鑑」の一揆・打ちこわし記事（天明期まで）

年次	内 容	行 数
明和元	○武州・上州農民騒動（伝馬騒動）	2
同 5	○佐渡騒動	1
天明4	山形, 米屋を打ちこわし	2
同 4	北村山, 細野村, 打ちこわし	3
同 7	西村山, 白岩山内, 酒屋を打ちこわし	2
同 7	○江戸打ちこわし	4

<註> ・この契約帳は宝暦5年より記帳が開始されている。  
 ・行数は河北町誌纂資料編第55輯刊行本による（一行40字位）。

悪口したことに、農民の身分制的秩序意識の変容が示されていよう。もちろんこの事例は闘争時のものであり、これを以って直ちに一般化することはできないが、この時期には日常的にも武士身分に対する感服感が弱まっていたことは、一八世紀後半以降、士分に対する無礼行為を禁止する法令がくり返し出されるようになって<sup>(1)</sup>いることからうかがえる。

宝暦―天明期には、全国的に階級闘争が高揚している。これに対して「公儀」は、寛保年間より徒党・強

訴・逃散禁止令を度々発し、明和六年には、「公儀を憚、領主ニ而申宥、穩便に取鎮候義を專要ニ致候故、百姓共かさつニ相成、及狼籍不法之義有之候。百姓を憐候儀ハ勿論之事ニ候得共、右体徒党強訴を企、狼籍者共を手弱ニ取扱候而者、外場所ニ而見習候様ニ可成行哉、以来御料所之百姓共騒立候ハ、最寄之領主ハ人数を出し、私領ニ而騒立候ハ、其領主ハ最寄之領主ハ人数を出し、手強打散し手当り候もの共ハ搦捕願之趣理非不及沙汰、取上不申」(傍点、大藤)と、「国家」公権の発動により、幕領・私領にかかわらず、近隣の領主が結集して鎮圧することを命じ、まさに「国家」としての暴力的弾圧体制を強化している。その強圧的姿勢は、右の文言に露骨に表現されている。こうして階級闘争の高揚は、「公儀」の封建権力としての暴力的本質を露呈させることになったのである。支配イデオロギーの虚偽性が民衆に見破られはじめ、容易に屈服させることができなくなった段階では、必然的に、権力はその支配を維持するためには強権的性格を強めざるを得ないのである。

全国的な一揆・打ちこわしの社会状況は、民衆間にそれに関する情報を飛び交わさせた。「大町念仏講帳」の一揆・騒動記事を見ると(表6)、享保までは、谷地以外では長瀬質地騒動を記すのみであったのが、延享以後、他地域、しかも羽前国以外の一揆・打ちこわしに関しても多く記されるようになっていく。

次に明和元年に関東で起きた伝馬騒動に関する記事を例示しておく。

去申ノ拾月廿一日より日光御普請に付、来西御法会人馬代高金百姓亅人六両、外馬代として仰渡候趣に付、関東郡中寄合、都合十万騎之勢に而江戸表江右相願立申度由ニ而出立候処、一色安十郎様伊奈半左衛門様御兩人に而御ゆる免被成候趣、前代ます無之事候。

他の記事もこれと同様、原因、騒動の内容、結果について客観的に記しているのが特徴である。しかも、佐渡国の騒動について記した後で、「外風聞有之候へとも未実説相知不申候へハ略之」（大町念仏講帳）、「此未実正成義相知候ハ、其節可記もの也」（念仏契約講年代鑑）と付記しているように、できるだけ正確な情報を得ようと努めていたことがうかがえるのである。右の関東伝馬騒動は、幕藩制下の階級闘争の質的变化を画するものとして、階級闘争史上、大きな位置付けがなされているのであるが、それは領主階級を震撼させただけでなく、「前代まず無之事候」と記しているように、民衆の耳目をも驚かせたことがうかがえる。

△表6V・△表7Vに示したものが、彼等が入手した一揆・打ちこわし情報のすべてではなかったと思われる。前記のなるべく確かな情報を得ようとしていた彼等の姿勢を表わしている文言からみて、おそらく単なるうわさと思われるものは排し、しかも彼等の関心を引いたものだけを記したのではなからうか。他国の一揆・打ちこわし記事では、三件の他は、すべて同じ村山郡内で起きた凶鐘時の米価高騰を契機とする米商人・酒屋打ちこわしの記事である。凶鐘時には同様に打ちこわし発生の可能性のある条件下にあった谷地の民衆は、当地にも波及してくる恐れのある近隣の打ちこわしに特に敏感になっていたのであろう。もちろん、その情報の受けとめ方は階層によって異なっていたろう。富裕農民・商人が恐怖感をもって打ちこわし情報に接したであろうことは、天明元年の寒河江の米騒動の情報が伝わるや、大町村上組・下組の役人達が早急に相談して米の安売りを決めている迅速な対処ぶり、天明七年の白岩山内の打ちこわしについて「あたかも具越源平の兵乱もかくやらんと、聞く人胆を冷し胸を驚しけり、誠ニ前代未聞之大変近在隠し造り致候酒屋ニ而者其聞キ恐れ如何様成憂目ニ逢ふ事もやとあはてふためく有様也」（大町念仏講帳）と記していることが如実に示している。谷地での打ちこわしの発生を示す史料は今のところ見出されていない。それは他地域との社会的・経済的条件の相異に基づくものかどうかは今後の検討課題といえるが、積極的な情報収集活動に

よって右のように迅速に対処したことも大きな要因となつていよう。天明の凶饑時には、郡中の村落支配者層の頂点に立つ惣代名主・大庄屋が所領を超えて結集し、郡内の夫食米確保のために酒造の禁止・主穀類の郡外移出禁止等と内容とする「郡中議定」をたびたび制定している。それは、天明元年の「郡中議定」の制定理由を述べた前書で「去子年村山郡一統凶作ニ付、当丑之夏中米穀不足ニ而売買差支、最上一同物騒敷……<sup>(16)</sup>」と記しているように、買夫食層の打ちこわしに危機感をいだいた村落支配者層の郡中規模での結集による凶饑対策であつたのである。<sup>(18)</sup>

また、村落支配者<sup>11</sup>富農商層は、私的にも飢民に夫食を施与している。それは、打ちこわし忌避のためでもあるが、自らの「家」の基盤<sup>12</sup>擗取基盤が村落にある以上、その維持に努めなければならなかつたことがより本質的であろう。幕府は凶饑対策を専ら彼等に肩がわりさせながら（褒賞として苗字帯刀を免許している）、自らは年貢収奪を強行する方針をとっている。富農商層も、打ちこわしに対する危機感から、領主の武力・強権（「仁政」ではない）に対する依頼感を強めることになる。天明七年の白岩山内の打ちこわしを領主が鎮圧したことに對し、「白岩山内村々重立候者共……<sup>13</sup>」中略<sup>14</sup>……おんひん御しつめ被遊候儀ハ、誠ニ御勸弁之御威徳也と皆人感心」（「大町念仏講帳」）したという記事からもそれがうかがえる。他方、弾圧された下層農民達は反権力意識を増幅していくことになる。民衆内部の矛盾・対立の激化は、民衆の対権力観に大きな亀裂を生じさせていく。それは、享和元年の村山一揆で幕府が近隣諸大名の援軍により大弾圧を下したことによって、いよいよ決定的になつたと思われる。

(4)

この期には、天皇・朝廷に関する記事もみられるようになる。次に、「大町念仏講帳」の天皇・朝廷関係記事を紹

介しておく。

△桃園天皇即位▽延享四年

一、天子様御即位九月廿三日在之候由、公方様より御名代として遠藤和泉守様被仰付御参内被成候。

△禁裏五穀成就祈禱▽寛延二年

一、当巳之六月禁裏より伊勢へ御勅使相立、五穀成就之御祈禱在之、当年より前日廿壹ヶ年之内、諸国共に御祈禱之御被一万度村々へ相廻り申候。

△仙洞他界▽寛延三年

一、仙洞様御他界被成候由風間申事に候。

△万度御被▽寛延三年

一、五穀成就為万度御被並神之御供村中へ御座候。

△太子誕生▽宝曆八年

一、禁裏様に而五月中太子様御誕生被遊、御公方より御祝儀之品々有之候。乍、恐、目、出、度、万、民、悅、候。

(傍点、大藤)

△竹内式部事件▽宝曆八年

一、正規町三条大納言貳百石

右被止大納言大宰権師 永塾居

(以下、処罰された者の名前を記す)

右辱致候は御所に而武芸御稽古被遊、其上武具馬具等御調被遊候に付、御吟味之上右之訳と申事に候。

△禁裏崩去▽宝曆一二年

一、禁裏様当年七月中御崩去被遊候に付、当所等も七月廿七日より同九日迄禁断相触申候。

△伊勢遷宮▽明和六年

一、追書 伊勢遷宮

外宮 九月三日亥ノ刻

内宮 九月六日同刻

△禁裏崩去▽安永九年

一、禁裏様十月頃崩去被遊候。禁断触申来候。

「念仏契約講年代鑑」では、明和八年に「伊勢内外皇太神宮六拾七年目ニ相当」り、伊勢ぬけ参りが諸国で流行し

たこと(かなり詳細である)、「先年六拾七年目ニ天子様御即位御座候」ことが記されている。

幕藩制下における民衆の天皇・朝廷認識がどの程度まで社会的な広がりをもっていたのか、そして彼等の天皇・朝廷観はどのようなものであったかに関する実証的な研究は史料制約もあって皆無に等しい。その意味では、右の記事は貴重な素材である。現段階では、朝廷(天皇)は習合性の強い民間信仰の中に埋没しており、純粹個体としては認識されていなくなったというのが一般の見解であろう。<sup>(20)</sup>しかし、右にみられるように、天皇死去の際に民衆レベルにまで服忌令が出されていることは、民衆に天皇の存在を認識させる上で一定の役割を果していたであろうし、また各地のように京都と商品流通関係にあった地域では、天皇・朝廷に関する情報もかなりもたらされていたであろう。宝暦八年の天子誕生の際には、「乍恐目出度万民悦候」と、当時の民衆が朝廷に対して崇敬の念をいだいていたことがわけるような文言が記されている。<sup>(22)</sup>しかし、このような意識が当時の民衆諸階層にどの程度まで一般化していたのか、そしてそれは「公儀」に対する意識とどのような関係にあったのかは、幕藩制国家における天皇(朝廷)の位置付けの問題と共に、今後多くの素材を発掘して実証的に究明していかねばならない課題といえる。

## (5)

「大町念仏講帳」では、次のように、田沼意次失脚事件についてもかなり詳しく記している。

△佐野善左衛門、田沼意知刺殺▽天明四年

一、若御老中田沼山城守様へ、新御番佐野善左衛門意趣有之、御殿中ニ切掛申候所命からく、逃のひ被致死去候。  
右善左衛門事ハ誠ニ武士之きふう有之候ものと噂有之、大石藏之介以来之剛之ものとて墓所ニ毎日幾千人参詣有

之候。寺者浅草本願寺御寺内ニテ御座候。さいせん毎日山のこたく上り候由。あまり群集致候故御町奉行より御留之、夫より参詣人不足ニ相成候由。

一、田沼佐野兩家共ニ一旦つぶれ候得共、善左衛門跡八拾五人扶持ニ而相立申候由。元知行五百石也。

△田沼意次退役▽天明六年

一、九月田沼主殿様御老中退役被仰付候。此節狂歌わる口数章江戸より来申候。

(傍点、大藤、次も同)

△田沼意次減封▽天明七年

一、御老中田沼主殿頭様、其節御筆頭ニ而御政治御心まゝに御とり行ひ被遊候所、何ニ仕押ニ候哉御退役被仰付、御知行御減少被仰付、依之江戸中皆々大悦申候風聞ニ御座候。

さらに、田沼失脚の後には、白河藩主松平越中守が老中主座に就任したことも記している。「念仏契約譚年代鑑」では、天明八年に田沼失脚とその他の幕府役人の更迭も記している。従来、將軍の交替と谷地の民衆を直接に支配する代官所の人事については常に記されていたが、幕閣の人事まで記されたのはこれが最初である。この度の政変が世間の関心を引いたものだっただけに、その情報が谷地にも入ってきたのだろうが、その理由、顛末を具体的に書きとめているのは、この期の凶鐘時における「公儀」の政策が谷地の民衆の窮迫をますます強めるものであっただけに、彼等も大きな関心をもってそれを受け取めたことを示している。そして、江戸民衆の田沼への反感、その失脚による

悦びの大きかったことまで書き記しているのは、同様の苦しみを味わされてきた谷地の民衆の心情にも共鳴するところが大きかったからであろう。また、幕閣人事に関する情報も流入するようになったことは、「公儀」に対する機構的認識を前進させる上でも一定の役割を果たしたものと思われる。

註

- (1) 『河北町の歴史』上巻、四三九頁。
  - (2) 渡辺信夫氏「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」、『文化』第三卷第二号。
  - (3) 岩橋 勝氏「石代直段と米価の相関性」、『松山商大論集』第三卷第五号)で、庄内蔵米一番直段について考察がなされている。
  - (4)・(5)・(6) 『河北町の歴史』上巻、五一八頁。なお、本書収載の史料は読下し文に改めてある。
  - (7) 同前、五一九頁。
  - (8) 同前、五二〇頁。
  - (9) 紅花世話所の設置問題に関しては、同前五二二―五二五頁、安孫子麟氏「江戸中期における商品流通をめぐる対抗」、『経済学』第三二号)、青木美智男氏「佐倉羽州領の成立と構造」、『譜代藩政の展開と明治維新』等で考察がなされている。
- なお、「大町念仏講帳」、「念仏契約講年代鑑」共に、紅花世話所設置問題に関しては全く記されていない。おそらく、講員内部の商人と生産者農民とでこの問題に関して意見が対立していたからではなからうか。
- (10) この問題に関しては、難波信雄氏「天明の飢饉と幕藩体制の諸矛盾」、『歴史公論』第九号)で要領を得た素描がなされている。
  - (11) 羽州村山郡における宝暦―天明期の幕領の年貢取奪の動向を考察したものに、梅津保一氏「近世中期における飢饉と年貢取奪の変動」(山形県高校社会科教育会編『研究集録』第三号)、同氏「羽州村山郡における『郡中議定』について」(『山形近代史研究』第一号)がある。
  - (12)・(13) 「漆山御断御代官記」(『山形県史』資料編4)。
  - (14) 深谷克巳氏「百姓一揆」(岩波講座「日本歴史」11)、一二七頁。
  - (15) 『西村山郡史』巻五、五十六頁。
  - (16) 『河北町の歴史』上巻、七七四頁。
  - (17) 『山形市史編集資料』第四号に所収。
  - (18) 村山郡の「郡中議定」に関しては、安孫子麟氏「幕末における地主制形成の前提」(『明治維新と地主制』)、同氏「幕末期の流通統制と領国体制」(小樽商科大学『商学討究』第一七巻第四号)、青木美智男氏「非領域地域におけ

る領主権力の存在形態」(『歴史学研究』二八一号)、同氏前掲論文、梅津保一氏前掲「羽州村山郡における『郡中議定』について」等で論及されている。三者の見解には差異があり、安孫子氏が村落支配者層の郡中市場の再把握、青木氏が幕府主導による流通統制と、その意義を評価されているのに対し、梅津氏は結果として所領の分散・錯綜性を超えた市場・流通統制となったが、本質は凶饑時の広域闘争発生の可能性を内包した社会不穏への対処にあるという新たな見解を示されている。私も梅津氏の見解に同意する。

(19) 打ちこわしにあってるのが主として町方の米屋・酒屋であるのは、彼等は在村の地主・商人のように直接的な搾取基盤を持たず、流通過程で利潤を得ているため、凶饑時に米の買占、売おしみという行為に走りやすかったことも一因をなしているよう。また、打ちこわす側にとっても、町方商人に対しては村落共同体規制から自由に行動をとりえたのである。

(20) 難波信雄氏「幕藩制改革の展開と階級闘争」(『大系日本国家史』3)、三〇三頁。

(21) 朝廷関係者だけでなく、幕府関係者死去の際の服忌令も記されている。『徳川禁令考』前集第一、第八章(公家)御凶事の項には、「天寛日記、元寛日記等ヲ按スルニ、元和三年後陽成院崩御、寛永七年女院崩御ノ事ヲ記ス、然レ

トモ未タ普請鳴物停止及大名総出仕御香奠献上等ノ令ヲ見ス、蓋シ當時幕府創造其一式一定セサルニ因ルモノ歟、今延宝以降ノ例ヲ挙ク」と、服忌の儀礼が定まるのは延宝以降ではないかと記されている。江戸の町触を集成した『正宝事録』でも、延宝年間から朝廷・幕府関係者死去の際の服忌令がみられるようになる。こうした服忌令が民衆レベルにまで出されているのは、幕府・朝廷の権威を浸透させることに狙いがあったろう。

(22) 谷地の場合、福田左近道厚なる人物が京都に出て山崎闇斎の唱道した垂加神道を正親町家について修得し、寛延二年神官の免許を得て谷地に帰り、神明宮に奉仕しつつ家塾を開いて庶民教育を行っていたことも(『河北町の歴史』上巻、九三一頁)社会的背景の一つをなしていたと思われる。

(未完)